

資 料

ギリシャ民法典邦訳（１）

カライスコス・アントニオス

訳者はしがき

ギリシャ民法典制定に向けての試みは、1835年に遡る。しかし、そのために数々の委員会が構成されたものの、編纂の作業が伴う困難およびギリシャ国内の政治的不安定のため、実際に民法典が制定されたのは、その100年以上も後のことである。

ベニゼロス政権は1930年に委員会を設置し、1936年のクーデターによって成立したメタクサス将軍の軍事政権は1940年にその最終草案を公布し、1941年7月1日を施行日とした。しかし、第二次世界大戦でギリシャがドイツ、イタリア、ブルガリアに占領されたことにより、この民法典の施行は無期限に延期された。

メタクサス軍事政権下で公布されたこの民法典は、国民の自由を制限する考え方を反映するものであるとの認識から、ギリシャ解放後の1945年には、ブルガリス政権は民法典の改変のための委員会を設置し、1946年に改訂版を施行した。

こうして、ギリシャには2つの民法典が存在することとなり、ギリシャの法律学者はその優劣をめぐる分業した。そして、1946年の選挙によって形成されたツァルダリス政権は、不適切と判断された1945年の民法典を廃止し、1940年の民法典を、1946年2月23日から遡及的に施行した⁽¹⁾。

ギリシャ民法典はドイツ民法体系である物権・債権を峻別するパンデクテ

(1) ギリシャ民法の歴史および継受関係については、Λαδᾶς, Γενικές Αρχές Αστικού Δικαίου I, 2007, σ. 30-52を参照。

ン・システムを採用している。現行のギリシャ民法典は2035条、その施行規則は121条からなっており、民法典は総則、債権法、物権法、親族法および相続法の5つに分かれている。

ギリシャ民法典の起草委員は、その内容および表現について、第1にドイツ民法典を、第2にはスイスの民法典および債務法典、フランス民法典ならびにオーストリア民法典等を基本とした。さらに、1900年のドイツ民法典施行後のドイツ法学の発展等も取り入れ、海外のモデルに基づきながらもそれを模倣することなく、ギリシャ法学独自の創作物を作り上げた。

ギリシャ民法典はその施行後数々の改正を経ている。近年の主なものとしては、2002年になされた債務法の改正（物の瑕疵および合意された物の性状に係る売主の担保責任に関するギリシャ民法534条以下ならびに免責に係る合意に関するギリシャ民法332条、334条2項）、同年に行われた人工授精等に関する規定の民法典への組み入れ（ギリシャ民法1455条～1460条）およびDV対策のための法律によるもの（ギリシャ民法1439条）などが挙げられる。

ギリシャ民法は、日本の民法と同じく、ドイツ民法の影響を大きく受けてきたものの、日本ではほとんど知られていない。本資料は、ギリシャ民法の比較研究の基本的な資料として、ギリシャ民法典を邦訳したものである。

民法典

第1編 総則

第1章 法規について

（法源）

第1条 法規は、法律および慣習に含まれる。

（法律の遡及的効力）

第2条 法律は、将来の事柄について規定し、遡及的効力を有さず、他の法規に

よって明示的または黙示的に削除されない限りその効力を有する。

（強行規定）

第3条 個人の意思によって強行規定の適用を排斥することはできない。

第２章 国際私法

（外国人の権利）

第４条 外国人は、ギリシャ人と同じ私権を有する。

（権利能力）

第５条 自然人の権利能力は、当該自然人が国籍を有する国の法によって定める。

（失踪の宣告）

第６条 失踪の宣告は、失踪者の国籍を有する国の法による。

ギリシャの裁判所は、失踪の前にギリシャに住所もしくは居所を有し、またはギリシャに財産がある外国人の失踪を宣告することができる。

（行為能力）

第７条 行為能力は、行為者が国籍を有する国の法によって定める。

（行為能力の剥奪）

第８条 裁判所の判決による行為能力の剥奪その他の制限は、当該措置に係る者が国籍を有する国の法によって定める。

ギリシャに常居所を有する外国人については、ギリシャの裁判所は行為能力の剥奪または制限をすることができる。外国人が単にギリシャに居所を有し、または財産があるときは、保全処分のみを行うことができる。

（ギリシャにおける外国人の能力）

第９条 ギリシャ法によって特定の行為を行う能力を有する外国人が、ギリシャにおいてこれを行う場合は、当該外国人が国籍を有する国の法によって当該行為を行う能力がないときでも、能力を有するものとみなす。本条の規定は、家族法および相続法ならびにギリシャに所在しない不動産に係る物権行為については適

用しない。

（法人）

第10条 法人の能力は、その事務所の所在地法によって定める。

（法律行為の方式）

第11条 法律行為の方式は、法律行為の内容の準拠法、行為地法、または当事者が国籍を有する国の法に合致するときは、有効とする。

第12条 物権行為の方式は、物の所在地法によって定める。

（婚姻）

第13条 １ 婚姻の実質的要件は、婚姻をする当事者双方について、当事者の一方が国籍を有する国の法によって定める。婚姻の方式は、当事者の一方が国籍を有する国の法または婚姻挙行地の法によって定める。

２ 当事者双方または当事者の一方がギリシャ国民であり、海外において婚姻を挙行するときは、民法第1367条の意思表示は、ギリシャ領事館においてすることができる。

（夫婦の人格的関係）

第14条 夫婦の人格的關係は、次に掲げる順序で適用する法によって定める。①婚姻継続中に夫婦が有していた最後の共通国籍を夫婦の一方がなお有するときは、その国の法。②婚姻継続中の、夫婦の最後の共通の常居所地法。③夫婦に最も密接な関係がある地の法。

（夫婦の財産的關係）

第15条 夫婦の財産關係は、婚姻直後の夫婦の人格的關係の準拠法によって定める。

（離婚および別居制度）

第16条 離婚および別居制度は、離婚または別居制度の手続開始時における夫婦の人格的関係の準拠法によって定める。
(嫡出である子)

第17条 嫡出子としての子の資格は、子の出生の時または婚姻が出生の前に解消された場合は婚姻が解消された時に、母とその夫の人格的関係の準拠法を基準として判断する。
(親子関係)

第18条 親と子との関係は、次に掲げる順序で適用する法によって定める。①親子が有した最後の共通国籍の国の法。②最後の共通の常居所地法。③子が国籍を有する国の法。
(嫡出でない子)

第19条 嫡出でない子とその母との関係は、次に掲げる順序で適用する法によって定める。①子と母が有した最後の共通国籍の国の法。②最後の共通の常居所地法。③母が国籍を有する国の法。

第20条 嫡出でない子とその父との関係は、次に掲げる順序で適用する法によって定める。①子と父が有した最後の共通国籍の国の法。②最後の共通の常居所地法。③父が国籍を有する国の法。

第21条 嫡出でない子の母と父との関係は、妊娠中に母と父が有した最後の共通国籍の国の法、最後の共通の常居所地法または居所地法の順序に従って定めるところによる。
(準正)

第22条 嫡出でない子の、親の後の婚姻による嫡出子への準正は、婚姻直後の夫婦の人格的関係の準拠法によって定める。当局の行為による準正は、当該行為の当時父が国籍を有する国の法、または行為が父の死亡後になされるときは、父が死亡した当時国籍を有した国の法によ

って定める。

(養子縁組)

第23条 養子縁組の成立および離縁の実質的要件は、各当事者につき、当該当事者が国籍を有する国の法によって定める。

養親と養子との関係は、次に掲げる順序で適用する法によって定める。①養子縁組継続中に養親と養子が有した最後の共通国籍の国の法。②養子縁組継続中の最後の共通の常居所地法。③養子縁組成立の当時養親が国籍を有した国の法、または夫婦による養子縁組の場合はその夫婦の人格的関係の準拠法。

(後見)

第24条 後見および保護は、その対象者が国籍を有する国の法によって定める。

ギリシャの裁判所は、ギリシャに常居所を有する外国人の後見人または保護人を選任することができる。外国人が単にギリシャに居所を有し、または財産があるときは、保全処分のみを行うことができる。

ある事務の帰属が不明であり、事務が帰属する者が不在であり、またはその者の住所が知れないため、その事務の管理人を置く必要があるときは、裁判所の所在地法を適用する。

(契約による債務)

第25条 契約によって生ずる債務は、当事者が選択した法による。当事者が法を選択しなかったときは、一切の特殊な事情を考慮して、契約に適する法を適用する。

(不法行為による債務)

第26条 不法行為によって生ずる債務は、加害行為が行われた地の法による。
(占有および物権)

第27条 動産または不動産についての占

有および物権は、その物の所在地法による。

（相続関係）

第28条 相続関係は、被相続人が死亡した当時国籍を有していた国の法によって定める。

（国籍の取得および喪失）

第29条 ある国の国籍の取得および喪失の要件は、当該国の法によって定める。

（国籍および常居所の欠如）

第30条 法律に別段の定めがないときは、国籍を有しない者については、国籍の国の法に代えて常居所地法を適用し、常居所もない場合は、居所地法を適用する。

（多国籍）

第31条 ある者がギリシャおよび外国の国籍を有するときは、ギリシャ法を国籍の法として適用する。外国国籍を複数有する者については、その内最も密接な関係がある地の法を国籍の国の法として適用する。

（反致）

第32条 適用すべき外国法には、外国の国際私法を含まない。

（公序の留保）

第33条 外国法の規定は、その適用が善良の風俗または公の秩序に反するときには、適用しない。

第3章 自然人

（権利能力）

第34条 人は全て権利および義務を享有する能力を有する。

（権利能力の始期および終期）

第35条 人は、生きて生まれた時から死亡する時まで権利能力を有する。

第36条 胎児に帰属する権利については、胎児は、生きて生まれたときは、既に生まれていたものとみなす。

（死亡の証明）

第37条 権利を行使するために、ある者が生存することもしくは死亡したことまたはある時点において生存していたこともしくは他の者の死亡後になお生存していたことを主張する者は、これを証明しなければならない。

第38条 数人の者が死亡した場合において、そのうちの1人が他の者の死亡後になお生存していたことが証明できない場合は、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

第39条 死亡を確実とする状況において失踪した者については、その死体が発見されないときであっても、死亡が証明されたものとみなす。

（失踪）

第40条 ある者がその生命に対する危難に在りながら失踪し、または生死が明らかでないまま長期に亘って不在であるため、死亡した可能性が高いときは、裁判所は、その死亡を条件とする権利を有する者の請求によって、失踪の宣告をすることができる。

第41条 失踪の宣告は、危難の時もしくは長期に亘った危難が去った時から1年間、または失踪者の生存について最後に情報があった時から5年間経過した後でなければ、請求することができない。

（裁判所の管轄）

第42条 失踪宣告の請求は、失踪者のギリシャ国内の最後の住所または居所を管轄する裁判所が審理し、失踪者にギリシ

ャ国内に住所または居所がないときは、ギリシャの首都の裁判所が審理する。

第43条 請求に理由があると判断された場合は、裁判所はその概要を新聞で公告することを命じ、公告方法を指定する。

前項の概要には、次に掲げる事項を記載しなければならない。①請求者の氏名、職業、住所および失踪者の住所。②失踪者その他の者に対し、一定の期間内に、失踪者の生死に関する情報を提供する旨の催告。当該期間は、最後の公告から1年間以下のものであってはならない。

第44条 裁判所は、公告に記載した期間を経過した後、請求を審理し、職権で一切の証拠調べおよび請求人の尋問を命じることができる。

請求に記載した失踪についての事実が証明されたと判断したときは、判決で失踪を宣告し、その開始時点を指定し、裁判費用および租税を失踪者の財産の負担とする。

(請求の棄却)

第45条 失踪に関する裁判の係属中に失踪者が現れ、失踪者の生存に関する情報があり、またはその死亡が証明された場合は、請求を棄却する。

(失踪の宣告の取消し)

第46条 裁判所は、利害関係人の請求によって、失踪の宣告を取消し、またはその開始時点を変更することができる。裁判には失踪の宣告を請求した者も召喚し、その者が死亡したとき、海外に住所があるときまたは住所が知れないときは、検察官を召喚する。

(判決の公示)

第47条 失踪を宣告する判決、失踪の宣告を取り消す判決、および失踪の開始の時点を変更する判決は、確定した時に第

43条第1項に従って公告され、公告の時から全ての者に対して効力を有する。判決によって確認された事実については登記所の証書を作成し、または証書にその旨を記載する。

(失踪の宣告の効力)

第48条 失踪を宣告する確定判決を公告した後は、別段の定めがない場合は、失踪者が死亡したことの証明があったものとみなし、失踪者の死亡を条件とする全ての権利を行使することができる。

失踪の宣告は、判決で失踪の状態が開始したと確定された時にさかのぼってその効力を生ずる。

第49条 失踪者の財産の相続人および受遺者は、優先する権利を有する者または失踪者に財産を返済する必要がある場合のために、担保を供与する義務を負う。失踪者の死亡を条件とするその他の権利を行使する者にも、担保を供与する義務を負わせることができる。担保は、相続人または受遺者が財産を受けた時、または他の権利を行使した時から10年間を経過した後は、取り消される。

第50条 失踪者が現れた場合または第三者が優先する権利を有することが認められた場合は、失踪の宣告によって権利を行使した者は受けた利益を返還する義務を負う。遺産の場合は、相続回復請求権訴訟に関する規定を適用する。

(住所)

第51条 人の主な定住地を住所とする。同時に2つ以上の住所を有することはできない。職務の行使に関する事件については、職務を行使する場所を仮住所とする。

第52条 現在の住所は、新たな住所に移るまで有効とする。

第53条 最後の住所を証明することがで

きない場合は、居所地を住所とみなす。

（法定住所）

第54条 終身職公務員については、その任地を住所とする。

第55条（法1329/1983第2条によって削除）

第56条 親権に服す未成年者については、その父母の住所または単独で親権を行う親の住所を住所とする。住所の異なる父母が共同して親権を行う場合は、未成年者は、同居の親の住所を住所とする。

未成年被後見人または行為能力の全部の剥奪の宣告を受けた者は、その後見人の住所を住所とする。

（人格権）

第57条 その人格を不法に侵害された者は、侵害の停止および将来侵害を繰り返さないことを請求する権利を有する。侵害が死者に対するものである場合は、死者の配偶者、卑属、尊属、兄弟姉妹および遺言による相続人がその権利を有する。

前項の場合には、不法行為の規定に従って損害賠償を請求することを妨げない。

い。

（氏名権）

第58条 氏名を使用する権利を他人によって争われ、または他人が氏名を不法に使用した場合は、権利者または被害者は、侵害の停止および将来侵害を繰り返さないことを請求する権利を有する。この場合、不法行為の規定に従って損害賠償を請求することを妨げない。

（精神的損害の賠償）

第59条 前2条の場合は、裁判所は、侵害を受けた者の請求によって、侵害の種類を考慮した上で、判決で、侵害を受けた者の精神的損害を侵害者に賠償させることができる。賠償は金銭の支払い、公告、または事情によって適切とされる一切の方法による。

（知的産物への権利）

第60条 その知的産物への排他的権利を侵害された者は、法律の要件に従って、侵害の停止および将来侵害を繰り返さないことを請求する権利を有する。この場合不法行為の規定に従って損害賠償を請求することを妨げない。

第4章 法人

（法人について）

第61条 一定の目的を遂行するための社団または特定の目的を遂行するための財産は、法律が規定する要件に従って法人格（法人）を取得することができる。

（能力の範囲）

第62条 法人の能力は、自然人の性質を前提とする法的関係には及ばない。

（設立のための書面）

第63条 法人の設立行為、定款および規則は、書面に作成する。

（主たる事務所）

第64条 法人は、設立行為または定款に別段の定めがないときは、その理事会が活動を行う場所を主たる事務所とする。（理事会）

第65条 法人は、1人または数人の理事が管理する。理事が数人ある場合において、設立行為または定款に別段の定めがないときは、出席者の過半数で決議を行う。

第66条 決議が法人と理事、その配偶者

または三親等までのその血族との間の、法律行為の実行または裁判の開始もしくは終了に関するものであるときは、当該理事は議決権を行使する権利を有しない。

(理事会の権限)

第67条 理事は、法人の業務を執行し、裁判上または裁判外において法人を代表する。理事の職務は、設立行為または定款に別段の定めがないときは、第三者に代行させることを禁止する。

第68条 理事の権限の範囲は、設立行為または定款によって定められ、この定めは第三者に対抗できる。設立行為または定款で、一定の事務を特定の者に委託することができる。その者の権限は、疑義を生じたときは、一切の関連の行為にも及ぶ。

その他の事項については代理および委任についての規定を準用する。

(理事の欠員)

第69条 法人の管理に必要な員数が欠けたときまたは理事の利益が法人の利益に相反するときは、地方裁判所長は、利害関係人の請求によって仮理事会を任命する。

(法人の法律行為)

第70条 法人を管理する機関が、その権限内において行った法律行為の効果は、法人に帰属する。

(法人の責任)

第71条 法人は、その代表機関の作または不作為が、機関に委託された事務を行うについてなされたものであり、損害賠償の義務を発生させるものであるときは、これについて責任を負う。この場合には、当該機関は連帯して責任を負う。

(清算)

第72条 法人が解散したときは、当然に

清算に入る。解散した法人は、清算の目的の範囲内において、当該清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第73条 法律、設立行為もしくは定款に別段の定めがないとき、または権限を有する機関が別段の決議をしなかったときは、清算は、法人の理事が行う。理事がないときは、地方裁判所長は、1人または数人の精算人を任命する。

第74条 精算人は法人の理事として行動する。その権限は、清算の目的の範囲内に制限する。

第75条 精算人は、その責めに帰すべき事由によって義務に違反したときは、法人の債権者の損害を賠償する責任を負う。精算人が数人いる場合は、連帯して責任を負う。

第76条 清算は、裁判所による相続財産の清算の規定を準用して行う。

(解散後の財産の帰属)

第77条 解散した法人の財産は、法律、設立行為もしくは定款に別段の定めがないとき、または権限を有する機関が別段の決議をしなかったときは、国庫に帰属する。国家は、その財産で法人の目的を遂行する義務を負う。

(中間法人)

第78条 非営利的な目的を遂行する社团は、その主たる事務所を管轄する地方裁判所にある特殊の公の登記簿に登記をした時から、法人格（中間法人）を取得する。中間法人を設立するには、20人以上の社員が必要である。

(中間法人の登記のための申請)

第79条 登記簿への中間法人の登記のためには、中間法人の設立者または理事会が、地方裁判所に申請をする。申請には設立行為、理事会の構成員ならびに社員の署名および日付を付した定款を添付す

る。

（中間法人の定款）

第80条 定款が有効であるためには、次に掲げる事項を定めなければならない。

①中間法人の目的、名称および主たる事務所。②社員の加入、脱退および除名の条件ならびにその権利および義務。③中間法人の財源。④裁判上または裁判外における中間法人の代表方法。⑤中間法人の理事会の構成、運営および理事の除名の方法。⑥社員総会の招集、会議および決議の条件。⑦定款の変更の条件。⑧中間法人の解散の条件。

（中間法人の登記簿への登記に関する判決）

第81条 要件が満たされているときは、地方裁判所は申請を認容して、次に掲げる事項を命ずる。①定款の重要事項を含む概要を新聞に掲載すること。②中間法人を中間法人登記簿に登録すること。当該登記は中間法人の名称、主たる事務所、定款の日付、理事会の構成員および理事会に付した制限を含むものとする。

定款は、裁判所長が認証し、裁判所の記録に保管する。

第82条 地方裁判所の判決に対しては、控訴のみを提起することができる。申請を棄却する判決に対しては、申請人のみが控訴を提起することができ、申請を認容する判決に対しては、監督当局のみが控訴を提起することができる。

（中間法人の存在の開始）

第83条 中間法人は、登記簿に登録がなされた時から法人格を有する。登記は、それを命ずる判決が確定した時に行う。（定款の変更の記載）

第84条 定款の変更は、第79条、第81条および第82条の規定に従って登記簿に登録をした時から効力を生ずる。

（中間法人の解散の記載）

第85条 中間法人の解散の方法のいかんにかかわらず、中間法人の解散および精算人の氏名は、登記簿の中間法人の登記の隣に記載する。当該記載は、中間法人の理事会または中間法人の解散をさせた当局の申請によって行う。

（新たな社員の参加）

第86条 定款に別段の定めがないときは、新たな社員は時期を問わず参加をすることができる。

（社員の脱退）

第87条 社員は、中間法人を脱退する権利を有する。脱退は、会計年度終了の3箇月前に通知しなければならないが、会計年度末に効力を生ずる。

（社員の除名）

第88条 社員は、次に掲げる場合に除名することができる。①定款に規定されている場合。②重大な理由が存在し、社員総会が決議をした場合。

除名された社員は、除名が定款の条件に反し、または除名についての重大な理由がないときは、決議の通知を受けた時から2箇月以内に、地方裁判所長に不服を申し立てることができる。

（社員の同等性）

第89条 全ての社員は、同等の権利を有する。特別の権利の付与または剥奪は、総社員の合意がある場合に限り行うことができる。

（社員でなくなった者の権利および義務）

第90条 社員でなくなった者は、中間法人の財産に一切の権利を有しない。

社員でなくなった者は、社員であった期間に応じて中間法人費を支払わなければならない。

（社員としての地位の譲渡禁止）

第91条 社員としての地位は、定款に別

段の定めがないときは、代理の対象とすることができず、譲渡および相続できない。

(中間法人の理事会)

第92条 中間法人の理事会は、定款に別段の定めがないときは、社員が構成する。

(中間法人の総会)

第93条 社員の総会は、中間法人の最高機関であり、他の機関の権限に属しない全ての事項について決議をすることができる。総会は、定款に別段の定めがないときは、とりわけ理事を選出し、社員の加入または除名について決議をし、予算を議決し、中間法人の目的および定款の変更ならびに中間法人の解散について決議する。

(総会の権限)

第94条 総会は、理事の監督および監査を行い、いつでも理事を解任することができる。この場合、合意した報酬を請求する理事の権利は害されない。定款は、重大な理由、とりわけ重大な義務違反または通常の運営を行う能力の欠如等を理由に、理事を解任する総会の権利を制限することができない。

(招集)

第95条 理事会は、定款に定めがあるときまたは中間法人の利益のため必要とされるときに総会を招集する。

第96条 総会は、定款に定められている数の社員が請求した場合に招集する。このような定めがないときは、総社員の5分の1が、総会の目的である事項を記載した書面で招集を請求することができる。

理事会が前項の請求を受け入れなかったときは、地方裁判所長は、総会を招集する権限を請求者に付与し、総会の議長

の権限等に関する事項を定めることができる。

(総会の議決の方法)

第97条 総会は、出席している社員の過半数で議決をする。招集の通知に記載されていない事項に関する議決は、無効とする。

総社員が特定の提案を書面で承諾したときは、社員の総会を行わないで議決をすることができる。

第98条 決議が中間法人と社員、その配偶者または3親等内のその親族との間の法律行為、裁判の開始または終了に関するものであるときは、社員は、議決権を行使することができない。

第99条 定款の変更または中間法人の解散を議決するためには、総社員の半分以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第100条 中間法人の目的を変更するためには、総社員の同意を得なければならない。欠席者は書面で承諾をすることができる。

(決議の無効)

第101条 総会の決議は、法律または定款に違反するときは無効である。無効は、承諾をしなかった社員その他利害関係人の訴えによって裁判所が宣言する。総会の決議から6箇月を経過したときは、訴えを提起することができない。無効を宣言する判決は全ての者に対して効力を有する。

第102条 地方裁判所長は、中間法人の理事会、社員または検察官から請求があったときは、無効な決議の執行を停止させることができる。

(中間法人の解散)

第103条 中間法人は、社員の総会の決議でいつでも解散をすることができる。

第104条 中間法人は、定款に定められている場合に解散する。

中間法人は、社員が10人に満たないときは解散する。

第105条 地方裁判所は、中間法人の理事会、総社員の5分の1または監督機関が請求をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、判決をもって中間法人を解散することができる。①社員の数が減少したことその他の理由により、理事会を選任することまたは定款に従って中間法人の運営を存続することが不可能なとき。②中間法人がその目的を達成し、または長期に及ぶその活動の停止によって目的の遂行を放棄したとの結論が得られるとき。③中間法人が、定款に定められている目的とは異なる目的を遂行するとき、中間法人の目的もしくは活動が違法であるとき、または中間法人の目的が善良の風俗もしくは公の秩序に反するとき。

（解散した中間法人の財産）

第106条 解散した中間法人の財産は、社員に分配してはならない。

（中間法人ではない社団）

第107条 一定の目的を遂行する社団が中間法人ではない場合において、別段の定めがないときは、組合の規定を準用する。この社団が中間法人になったときは、その財産は一般規定に従って中間法人に譲渡される。

（財団）

第108条 寄付行為によって、一定の財産を特定の目的の遂行に供したときは、当該財団は、その設立を認証する命令によって法人格を取得する。

（寄付行為）

第109条 寄付行為は、生前の法律行為または遺言である。生前の法律行為は公

正証書でしなければならない。

（内容）

第110条 寄付行為には、財団法人の目的、提供する財産および財団法人の規則を定めなければならない。

財団法人を認証する命令は、設立者の意思を尊重することを条件に、規則を制定、補足または変更できる。補足または変更は、上記と同じ条件で後の命令で行うこともできる。ただし、第119条に規定する場合についてはこの限りでない。

（寄付行為の撤回）

第111条 裁判所は、次に掲げる場合は、設立者の請求によって、寄付行為の撤回を許可することができる。①設立者の無資力状態が生じたとき。②撤回を正当付ける重大な理由が存在するとき。

設立者は、財団法人を認証する命令が発せられた後は、寄付行為の撤回を請求することができない。

（財団の認証）

第112条 権限を有する当局は、職権で財団法人を認証する。

（設立者の義務）

第113条 設立者は、財団法人の設立の時から、それに提供した財産を移転する義務を負う。

単なる債権譲渡で移転できる権利は、設立者の意思に反しない限り、財団法人が設立した時に当然にそれに移転する。

（設立者の死亡後の設立）

第114条 設立者の死亡後に設立する財団法人は、当該設立者が当該財団法人に提供した財産については、当該設立者の死亡の時に既に存在したものとみなす。

（債権者および遺留分権者の権利）

第115条 設立者の債権者および遺留分権利者は、贈与についての規定に従って財団の設立の取消しを請求することがで

きる。

(受益者の権利)

第116条 財団の目的によって利益を受ける者は、財団に対して債権を有する。寄付行為によって当該者が十分に特定されないときは、財団の理事会が相当な判断でそれを特定する。

(財団の解散)

第117条 財団は、寄付行為またはその規則が定める場合に解散する。

第118条 財団は、次に掲げる場合は、命令により解散する。①その目的を達成し、または達成できなくなったとき。②その目的または運営が違法となったとき、善良の風俗に反するとき、または公の秩序に反するとき。

(規則の変更)

第119条 財団の規則は、財団の理事会がその変更を請求したとき、または財団の財産の保存もしくは目的の達成のために必要があるときは、設立者の意思に反しても、変更することができる。

(目的の変更)

第120条 財団の目的が実現不能となったときは、権限を有する当局の命令により、設立者の意思を推知して、それに従った隣接する目的を定めることができる。

第121条 公の目的または公益に関する寄付行為の内容または条件の変更は、禁止する。設立者の意思の実現が完全に不能となったときは、例外的に特別の法

で、供された財産を隣接する目的に供することを許す。

(募金委員会)

第122条 5人以上の構成員からなる委員会であって、公共の目的または公益のために募金、行事その他の類似の方法で金銭その他の物を収集することを目的とするもの(募金委員会)は、命令によって法人格を取得する。

(設立命令)

第123条 命令には、委員会の規則、構成員、目的、事務所および目的を完了するための期間を記載する。この期間は延長することができる。

(委員会の解散)

第124条 委員会は、定められた期間を経過し、またはその目的を完了したときは、解散する。

第125条 委員会は、次に掲げる場合は、命令により解散することができる。①委員会が解散を議決したとき。②その活動が本来の目的から離れたとき。③その目的の遂行が不可能となり、または放棄されたとの結論が確実に得られるとき。④目的が違法または善良の風俗もしくは公序に反するものとなったとき。

(財団による承継)

第126条 規則に、委員会が募集した財産を特定の継続的な目的に使用する旨の定めがあるときは、その目的の更なる遂行のためには財団を設立しなければならず、財団に関する規定を適用する。

第5章 法律行為

(成年者)

第127条 18歳以上の者(成年者)は、全ての法律行為をすることができる。

(行為無能力者)

第128条 行為無能力者とは、①10歳未満の者、②行為能力の全部を剥奪された者、のことである。

(制限行為能力者)

第129条 制限行為能力者とは、①満10歳の未成年者、②行為能力の一部を剥奪された者、③行為能力を制限された者、のことである。

（行為無能力者による意思表示）

第130条 行為無能力者の意思表示は、無効とする。

第131条 意思表示は、それがなされた時に、表意者がその行為の認識がなかった場合または精神障害もしくは知的障害によって意思の作用が決定的に制限された場合は、無効とする。

相続人は、相続の時から5年以内に、被相続人によってまたは被相続人に対してなされた無償でない法律行為を、次に掲げる場合に限り、前項の事由のために取り消すことができる。①法律行為成立の時に、精神障害もしくは知的障害を理由として、被相続人の行為能力を剥奪もしくは制限するための手続きが進行していたが、手続きが終了しなかった場合、または成立の後に、上記の事由のために被相続人の行為能力が剥奪もしくは制限された場合。②被相続人が、その障害を専門とする精神治療施設に収容されていた間に法律行為が成立した場合。③相続人が主張する被相続人の状態が、取消しの対象である法律行為自体から判明する場合。

第132条 前条の場合において、意思表示の相手方が、表意者の状態について善意無過失であったときは、無効によって生じた損害が他の者または方法によって賠償されない場合には、状況によって表意者にそれを賠償させることができる。（制限行為能力者の法律行為）

第133条 制限行為能力者は、法律が規定する場合または法律が規定する条件に基づく場合に限り、法律行為をすること

ができる。

（10歳以上の未成年者）

第134条 10歳以上の未成年者は、単に利益を得る法律行為をすることができ

る。

（14歳以上の未成年者）

第135条 14歳以上の未成年者は、その営業によって得たものまたは自由に使用もしくは処分するために与えられたものを自由に処分できる。

（15歳以上の未成年者）

第136条 15歳以上の未成年者は、その親権を行う者の包括的な同意を得て、被雇用者として雇用契約を締結することができる。親権を行う者が同意を与えない場合は、未成年者の請求により裁判所が判断する。

（婚姻をした未成年）

第137条 未成年が婚姻をした場合は、その財産の保存および改良、その生存および教育ならびにその家族の現在の需要に必要な全ての法律行為をすることができる。さらに、①市内または郊外にある自己の不動産を6年間を越えない期間賃貸し、②自己の財産による収入を領取し、③上記の法律行為に関する一切の裁判上の行為を行うことができる。

（心裡留保）

第138条 表意者が、その真意ではなく虚偽でした意思表示は、無効とする。

虚偽の法律行為の背後に隠れた他の法律行為は、当事者がそれを意図し、その成立に必要な要件が満たされている場合は、有効とする。

第139条 前条の法律行為の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

（錯誤による意思表示）

第140条 法律行為をする者の意思表示が、要素に錯誤があるためにその真意に

合致しない場合は、その者は法律行為の取消しを請求することができる。

(要素に錯誤)

第141条 表意者が事実を知っていたならば、法律行為をしなかったであろうという、法律行為全体について重要な部分に関する錯誤は、要素についてのものとする。

第142条 人または物の性質に関する錯誤は、当事者の合意、信義誠実の原則または取引慣習に照らして、表意者が事実を知っていたならば、法律行為をしなかったという、法律行為全体について重要な性質に関するものである場合は、要素についてのものとする。

(動機の錯誤)

第143条 法律に別段の定めがない場合は、意思の動機についてのみの錯誤は、要素についての錯誤ではない。

(錯誤による取消しができない場合)

第144条 錯誤による法律行為は、次に掲げる場合は、取り消すことができない。①相手方が意思表示を、表意者の真意と同じ内容で承認する場合。②取消しが信義誠実の原則に反する場合。

(取消しによる損害賠償)

第145条 錯誤のために法律行為の取消しを請求する者は、取消しによって生じた損害を、有効な法律行為による利益を超えない限度で賠償しなければならない。

損害を受けた者が、錯誤を知り、または知ることができた場合は、損害賠償を請求することができる。

(表示の瑕疵ある伝達)

第146条 意思表示の伝達に瑕疵がある場合は、錯誤の規定を準用する。

(詐欺による表示)

第147条 詐欺によって意思表示をした

者は、法律行為の取消しを請求することができる。相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、または知ることができたときに限り、その意思表示の取消しを請求することができる。

第148条 詐欺によって生じた錯誤が要素についてのものではなく、相手方が、詐欺による意思表示を、表意者の真意に沿った内容で承認する場合は、裁判所は、法律行為を取り消さないことができる。

第149条 詐欺により意思表示をした者は、法律行為の取消しと共に、不法行為の規定に従って一切の損害の賠償を請求する権利を有する。また、法律行為を承認して、損害の賠償のみを請求する権利を有する。

(強迫による意思表示)

第150条 相手方または第三者から、不法な方法または信義誠実の原則に反する方法を用いた強迫によって意思表示を強いられた者は、法律行為の取消しを請求する権利を有する。

第151条 強迫は、具体的な状況において、通常人に畏怖を生ぜしめ、強迫された者またはその者と密接な関係にある者の生命、身体、自由、名誉または財産を、重大で急迫な危険にさらすものでなければならない。

第152条 強迫を受けた者は、法律行為の取消しと共に、不法行為の規定に従って一切の損害の賠償を請求することができる。また、法律行為を承認して、損害の賠償のみを請求する権利を有する。

(第三者による強迫)

第153条 第三者による強迫によって、他人に意思表示をすることを強いられた者は、それが原因で意思表示が取り消さ

れた場合において、相手方が強迫の事実を知らず、かつ、知ることができなかったときは、状況によって相手方の損害を賠償する責任を負う。

第154条 錯誤、詐欺または強迫による法律行為は、裁判所の判決によって取り消すことができる。取消しを請求する権利を有するのは、錯誤した者または詐欺もしくは強迫を受けた者およびその相続人である。

（取消しの訴訟）

第155条 取消しの訴訟は契約の相手方に対して行う。単独行為の場合は、それによって直接的に利益を得る者に対して行う。

（取消しの権利の消滅）

第156条 取消しの権利は、権利者による放棄によって消滅する。放棄は、明示または黙示のいかんを問わず、他人に対して行うことを要しない。

第157条 取消しの権利は、法律行為の時から2年間を経過した場合は、消滅する。錯誤、詐欺または強迫が法律行為の後も継続した場合は、2年間はその状況が消滅した時から起算する。いかなる場合においても、法律行為の時から20年間を経過した後にそれを取り消すことができない。

（法律行為の方式）

第158条 法律行為は、法律が規定する場合に限り、方式に従ってしなければならない。

第159条 法律が規定する方式に従わなかった法律行為は、別段の定めがない場合は無効とする。

法律行為は、疑義を生じた場合は、当事者が定めた方式に従わなかったときも無効とする。ただし、方式に従わなかったことを知って法律行為を行った場合

は、その欠缺は治癒する。

（書面による方式）

第160条 法律または当事者が、法律行為について書面による方式を定めた場合は、書面は作成者の自筆の署名のあるものでなければならない。

契約の場合は、当事者は同じ書面に署名をしなければならない。契約について複数の原本を作成する場合は、相手方のための書面に署名をすれば足りる。

第161条 公正証書は、書面による方式の代わりとすることができる。契約の場合は、別の公正証書によって申込みの承諾をすることができる。

（手紙、電報）

第162条 書面による方式が当事者によって定められたものである場合において、疑いがあるときは、署名のある手紙や電報の原本で足りるものとする。

（機械的手段による署名）

第163条 機械的手段による署名の印影は、大量に発行される無記名証券の場合は、自筆の署名としての効力を有する。

（要式契約の変更）

第164条 契約について法律が定める方式は、その変更についても該当する。

（書面の作成の留保）

第165条 当事者が、当事者間の契約について書面を作成することを留保した場合において、疑義を生じたときは、契約は、書面が作成されなくても有効とする。

（予約契約）

第166条 当事者が特定の契約を締結する義務を負う契約（予約契約）は、締結すべき契約について法律が定める方式で締結しなければならない。

（他人に対する意思表示）

第167条 他人に対してした意思表示は、

その者に到達してからでなければ法的効力を生じない。

第168条 意思表示は、その到達前もしくは到達と同時にその撤回が到達した場合は、一切の効力を生じない。

第169条 意思表示をした者の死亡は、意思表示の効力に影響を与えない。意思表示をした者が後に行為無能力者になった場合も、同様とする。

(行為無能力者に対する意思表示)

第170条 法律行為をする能力を有しない者に対してした意思表示は、無効とする。

第171条 その行為の認識が欠けている者またはその意思の作用を確定的に制限する精神障害もしくは知的障害がある者に対する意思表示は、無効とする。

表意者がその者の状態について善意無過失であった場合は、無効によって生じた損害が他の者または方法によって賠償されない場合には、状況によってその者にそれを賠償させることができる。

(制限行為能力者に対する意思表示)

第172条 法律行為をする能力が制限されている者に対する意思表示は、当該表示を要素としている法律行為についてその者が能力を有しない場合は、無効とする。

(表示の解釈)

第173条 意思表示の解釈においては、真意を探求し、文言にこだわらない。

(禁止されている法律行為)

第174条 法律の禁止規定に違反する法律行為は、他の結論が得られない場合は、無効とする。

(譲渡の禁止)

第175条 法律が禁止するものの譲渡は、無効とする。禁止が特定の者のために規定したものである場合は、無効を主張で

きるのは当該者のみとする。

第176条 前条の禁止が裁判所の判決によって命じられたものである場合は、法律による禁止と同様に扱う。

第177条 処分できる権利を譲渡する権限を制限する法律行為は、法律に別段の定めがない場合は、債権的な効力のみを有し、譲渡の効力に影響を及ぼさない。(善良の風俗に反する法律行為)

第178条 善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

第179条 とりわけ人の自由を過度に制限する法律行為および相手方の必要、軽率または経験の不足を利用して、自己または第三者のために、一定の給付に対して、特定の状況の下で、明らかに均衡を欠く財産的利益を自己もしくは第三者のために合意し、または得る法律行為は、善良の風俗に反して無効とする。

(無効の効果)

第180条 無効な法律行為は、初めからしなかったものとみなす。

第181条 法律行為の一部が無効な場合において、無効な部分がなかったならば法律行為をしなかったであろうとの結論が得られるときは、全体を無効とする。(変更)

第182条 無効な法律行為が他の法律行為の要素を含む場合は、当事者が無効を知っていたならば当該他の法律行為の成立を望んでいたであろうとの結論が得られるときは、当該他の法律行為として有効とする。

(追認)

第183条 無効な法律行為の追認は、新たな法律行為の成立として有効である。

当事者が無効な契約を追認した場合において、疑いがあるときは、当事者は、契約が初めから有効である場合と同じ一

切の給付義務を負う。

（取消しの効果）

第184条 取り消すことができる法律行為は、取り消された後は、初めから無効であったものとみなす。この場合、取り消された契約によって第三者が得た物権を害することはできない。

（契約の申込み）

第185条 契約の締結を申し込んだ者は、申込みの相手方が承諾をすることができる間は、申込みを撤回することができない。

（申込みの撤回）

第186条 契約の締結を申し込んだ者は、申込みによる拘束を排斥した場合、または契約の性質もしくは特定の状況によって拘束が排斥される場合は、当該申込みを撤回することができる。

（申込みの消滅）

第187条 契約の締結に係る申込みは、相手方がそれを拒絶した場合、または第189条から第194条までの規定に従って承諾しなかった場合は、その効力を失う。

（申込み後の死亡または無能力）

第188条 申込みは、その内容から反対の結論が得られない限り、承諾がなされる前に、申込者もしくは相手方が死亡し、または行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

（申込みの承諾）

第189条 契約の締結に係る申込みについての承諾は、申込者が定めた期間内に申込者に到達しなければならない。申込者が期限を定めなかった場合は、承諾は、状況に応じて申込者がそれを待たなければならない時までには到達しなければならない。

（承諾の延着）

第190条 期間内に発せられたが、申込者に延着した承諾の表示は、申込者が遅滞なく承諾者に対してその延着の通知をした場合を除き、有効とする。

第191条 遅滞した申込みの承諾は、新たな申込みとみなす。変更を加えて承諾をした場合は、相手方の申込みを承諾せず、自ら新たな申込みをしたものとみなす。

（契約の成立）

第192条 契約は、申込者に申込みの承諾が到達した時に成立する。

第193条 申込みの内容、取引慣習または特殊な事情によって、承諾が申込人に到達する必要があるとの結論が得られる場合は、契約は、承諾のみによって成立する。この場合、申込みは、状況に応じて申込みを承諾するのに相当な期間を経過した後にその効力を失う。

第194条 当事者双方が同時に立ち会わないで、公正証書をもって契約を締結する場合において、別段の定めがないときは、契約は、申込みを承諾する公正証書を作成した時に成立する。この場合、申込みは、状況に応じて申込みを承諾するのに相当な期間を経過した後にその効力を失う。

（特定の事項における合意の不足）

第195条 当事者が契約の全ての事項について合意をしなかった場合において、疑義を生じたときは、契約は、締結しなかったものとする。

第196条 当事者が、特定の事項について合意しなかったにも係わらず、契約を締結したとする場合において、その特定の事項について定めなくても契約を締結したであろうとの結論が得られるときは、当事者が合意した事項を有効な契約とする。

(交渉による責任)

第197条 契約の締結に関する交渉においては、当事者は、互いに信義誠実の原則に従って行動しなければならない。

第198条 契約の締結に関する交渉において、故意または過失によって相手方に損害を加えた者は、契約が締結されなかった場合においてもその損害を賠償する責任を負う。

この請求権の消滅については、不法行為に基づく請求権の消滅に関する規定を準用する。

(競売による契約)

第199条 競売の場合は、契約は、他の結論が得られないときは、落札によって成立する。落札者は、他の結論が得られない場合は、額がより大きい買受の申し出がなされ、または落札が取り消されるまで拘束される。

(契約の解釈)

第200条 契約は、取引慣習を考慮した上で、信義誠実の原則に従って解釈する。

第 6 章 条件および期限

(停止条件)

第201条 法律行為において、その結果を、将来到来することが不確定な事実に係らせた場合（停止条件）は、その結果は、事実が到来した時（条件の成就）に発生する。

(解除条件)

第202条 法律行為において、その結果の消滅を、将来到来することが不確定な事実に係らせた場合（解除条件）は、その事実が到来した時に法律行為の効力が消滅し、当然に原状が回復する。

(条件の効力)

第203条 法律行為の内容によって、条件の成就の結果が、その成就の時より前にさかのぼる場合は、当事者は互いに、結果がその過去の時点に発生していたならば相手方が得た一切のものを、給付する義務を負う。

第204条 条件が付された権利を有する者は、条件が成就した場合において、条件の成否が未定であった間に相手方が、条件が付された権利の行使を不可能にし、またはそれを害したときは、相手方

に対して損害の賠償を請求することができる。

第205条（民事訴訟法施行法第53条によって削除）

(条件の成否が未定の間の譲渡)

第206条 条件が成就した後は、条件の成否が未定の間になされた、法律行為の対象となるものの譲渡は、条件に係らせた結果の実現を不可能にし、または害する場合は、当然に無効とする。条件の成否が未定の間に、そのものが強制執行によって譲渡された場合も同様とする。

(条件の成就の擬制または成就しなかったことの擬制)

第207条 条件の成就によって不利益を受ける者が、信義誠実の原則に反してその成就を妨害した場合は、条件は、成就したものとみなす。

条件の成就によって利益を受ける者が、信義誠実の原則に反してその成就を実現させた場合は、条件は、成就しなかったものとみなす。

(意味不明な条件、不法な条件等)

第208条 意味不明な条件、矛盾した条

件、または法律行為の内容を不法なものもしくは善良の風俗に反するものにする条件を付した法律行為は、無効とする。

不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。不能の解除条件を付した法律行為は、条件を付していないものとする。

（法律行為の事項の判断時期）

第209条 停止条件を付した法律行為の場合は、方式および行為者に関する事項

は、法律行為の時を基準に判断する。法律行為の対象となるものに関する事項は、条件の成就の時を基準に判断する。（停止期限および解除期限）

第210条 法律行為において、その結果がある時点に発生すること（停止期限）またはある時点に消滅すること（解除期限）を定めた場合は、停止条件および解除条件についての規定を準用する。

第7章 代理および代理権の授与

（直接代理）

第211条 ある者（代理人）が、その権限内において他の者（本人）のためにした意思表示は、本人に対して直接その効力を生じる。この結果は、表示を明示的に本人の名でした場合も、状況によって本人の名でしたとの結論が得られる場合も発生する。

前項の規定は、意思表示が代理人に対してなされた場合も準用する。

（解釈規定）

第212条 ある者が他人の名で行動したと判断できない場合は、自己の名で行動したものとみなす。

（代理人の能力）

第213条 制限行為能力者は、他人の代理人として法律行為をすることができる。

（代理人について決する事項）

第214条 意思の瑕疵、特定の事情を知っていたことまたは知らなかったことおよびそれが法律行為に及ぼす影響は、代理人について決する。

第215条 代理人が、本人の特定の指図に従って行動した場合は、本人は、自ら

知っており、または知ることができた事情について、代理人が知らなかったことを主張することができない。

（代理権の授与）

第216条 代理権は、それに関する法律行為（代理権の授与）によって授与する。

第217条 代理権は、代理人または法律行為の相手方である第三者に対する意思表示により授与することができる。

他の結論が得られない場合は、表示は、代理権の授与に係る法律行為に必要な方式に従う。

（代理権の授与の撤回）

第218条 代理権は、撤回によって消滅する。撤回をする権利の放棄は、代理権の授与が本人の利益のみに関するものである場合は、無効とする。

第219条 代理権の撤回は、代理人または第三者への表示で行う。

第220条 公正証書により授与した代理権は、同じ方式によってのみ撤回できる。

第221条 第三者に対する意思表示により代理権を授与した場合は、当該代理権

を撤回する旨の意思表示は、当該第三者に対してすれば足りる。

(代理権の消滅)

第222条 代理権は、反対の結論が得られない場合は、委任、組合、労働その他原因となった法律関係が消滅した時に消滅する。

第223条 代理権は、反対の結論が得られない場合は、代理権を授与した者または授受した者の死亡または能力の喪失によって消滅する。

(消滅後の法律行為)

第224条 代理権の消滅後に、消滅の事実を知らない代理人が第三者とした法律行為は、本人またはその包括承継人に対して効力を有する。ただし、第三者が代理権の消滅を知り、または知ることができた場合は、この限りでない。

第225条 第三者と法律行為をする時に、代理権が消滅したことを代理人が知っていた場合において、第三者に対して代理権の消滅を主張する本人は、その消滅を第三者に通知することが容易であったときは、状況によって第三者に対して相当な賠償をする責任を負う。

(代理権授与証書の提示のない単独行為)

第226条 代理権授与証書を提示しないで他人に対してした法律行為は、法律行為の相手方が遅滞なくそれを拒絶した場合は、無効とする。

(代理権授与証書の返還義務)

第227条 代理人その他代理権授与証書の所持者は、代理権が消滅したときは、代理権授与証書を返還し、または公的機関に供託する義務を負い、それについて債権的留置権の抗弁を主張する権利を有しない。

(代理権が消滅したことの証明)

第228条 書面によって代理権を授与し

た者は、裁判所に、代理権が消滅したことを確認し、代理権授与証書の無効を宣言することを請求する権利を有する。判決の主文の概要は、判決が指定する方法で新聞に掲載する。この掲載から1箇月を経過した後は、代理権授与証書は無効とする。

(代理権の欠缺)

第229条 代理権を有しない者が本人の名で締結した契約は、本人が追認しなければ効力を有しない。契約の相手方は、相当の期間を定めて本人がその期間内に追認することを請求する権利を有する。

第230条 契約の相手方は、その締結の時に代理権がないことを知らなかった場合は、本人が追認をしない間は、契約を解除することができる。解除は代理人に対してすることもできる。

(欠缺の効果)

第231条 他人の代理人として契約を締結した者は、代理権を証明することができず、かつ、本人が契約を追認しないときは、相手方の選択に従い、契約の履行または損害賠償の責任を負う。

他人の代理人として契約を締結した者は、自己に代理権がないことを知らず、かつ、相手方が当該者に代理権があると信じて損害を受けたときは、当該損害が有効な契約による利益を超えないときに限り、それを賠償する責任を負う。

他人の代理人として契約を締結した者は、相手方が当該者に代理権がないことを知り、または知ることができたときは、一切の責任を負わない。

第232条 代理権を有しない者がした単独行為は、無効とする。

第233条 代理権を有しない者が、他人に対してした単独行為は、他人がそのこ

とを理由に承認を拒絶しなかった場合は、本人が追認した後に有効となる。相手方は、相当の期間を定めてその間に本人が明示的に追認することを請求する権利を有する。

前項の規定は、代理権を有しない者の承諾を得て、その者に対して行った単独行為についても準用する。

第234条 代理人として他人に対して単独行為をした者は、代理権を証明することができず、かつ、本人が法律行為を追

認しないときは、231条の準用により責任を負う。

（代理人の自己契約）

第235条 代理人は、本人の名で、自己または第三者の代理人としての自己と契約をしてはならない。ただし、本人がその法律行為を許可し、またはその法律行為が義務の履行のみを内容とするときはこの限りでない。

公正証書の方式をとらないでした自己契約は、無効とする。

第 8 章 承諾および追認

（承諾）

第236条 法律行為が有効であるために第三者の同意（承諾）が必要な場合は、その承諾は、当事者の一方に対してすれば足り、法律に別段の定めがないときは、当該法律行為に必要な方式であることを要しない。

（承諾の撤回）

第237条 承諾は、法律行為がなされる時まで撤回でき、当該撤回は、承諾を受けた当事者に対して行う。承諾または承諾の原因となる法律関係によって撤回ができないとの結論が得られるときは、撤回をすることができない。

（追認）

第238条 法律行為がなされた後にする

同意（追認）は、反対の定めがない場合は、法律行為の時にさかのぼる。ただし、遡及効は、第三者が追認の前に得た権利に影響を及ぼさない。

（無権利者による処分）

第239条 無権利者が、権利者の承諾を得てした処分は、有効とする。

上記の承諾を得ないでした処分は、法律に別段の定めがない場合は、権利者が処分を追認したとき、処分をした者がその対象であるものを取得したとき、または権利者が処分をした者を相続したときは、有効となる。上記の後者の2つの場合において、両立しない複数の処分がなされたときは、先になされた処分を優先する。

第 9 章 期 間

第240条 法律、裁判所の判決または法律行為で定めた期間には、第241条から第246条までの解釈規定を適用する。

（起算）

第241条 期間は、その開始となる事実

があった日の翌日から起算する。

人が成年に達する日の計算には、出生の日も算入する。

（満了）

第242条 期間は、その末日の終了をも

って満了し、末日が法律によって祝日とされるときは、その翌日の終了をもって満了する。

(週, 月, 年)

第243条 週によって期間を定めたときは、期間は、最後の週の同じ曜日の終了をもって満了する。

月によって期間を定めたときは、期間は、最後の月の起算日と同じ数字の日の終了をもって、または同じ数字の日がないときは末日の終了をもって満了する。

年によって期間を定めたときは、期間は、最後の年の起算日と同じ日の終了を

もって満了する。

第244条 半年の期間は、6箇月の期間を意味する。半月の期間は、15日間の期間を意味する。

定めた期間が月および日からなる場合は、始めに月を計算して、後に日を加算する。

第245条 期間を延長した場合は、新たな期間は、始めの期間の満了後に起算する。

第246条 月の初めとは1日、半ばとは15日、終わりとは末日のことである。

第10章 消滅時効および消滅期限

(請求権の消滅時効)

第247条 他人の作為または不作為を請求する権利(請求権)は消滅する。

(家族間の請求権)

第248条 家族間の法律関係に基づく請求権は、将来に向けてその関係に見合う状況を回復させることを目的とする場合は、消滅しない。

(20年間の消滅時効)

第249条 別段の定めがない場合は、請求権は20年間で消滅する。

(5年間の消滅時効)

第250条 次に掲げる請求権は5年間で消滅する。①商人、工業家および職人の、売却した商品、行った仕事、他人の事務の管理または支出した費用に係る請求権。②農業、酪農、漁業および林業を業とする者の、その業による産物の売却に係る請求権。③一般的に人または物の運送を行う者の、運送料および費用に係る請求権。④ホテル業者、宿屋業者および食事を提供することを業とする者の、宿泊施設および食事の提供、その他の顧

客の需要に対する役務提供ならびに支出した費用に係る請求権。⑤第1号に規定の者に該当しない者で、他人の事務の管理または役務の提供を業とする者の、報酬および費用に係る請求権。⑥使用人および労働者の、給与その他の報酬および費用に係る請求権。⑦教職を行う者の、報酬および費用に係る請求権。⑧教育、監護、看護または看病を目的とする施設、教育、看護または看病の提供および関連の費用に係る請求権。⑨看護または監護を提供する者の、前号に定める役務や費用に係る請求権。⑩医師および助産師の、報酬および費用に係る請求権。⑪弁護士、公証人および執行官の、報酬および費用に係る請求権。⑫当局より任命され、事務の執行を行う者の、報酬および費用に係る請求権。⑬訴訟当事者が、弁護士に交付した手付に係る請求権。⑭証人および鑑定人の、報酬および費用に係る請求権。⑮利息、分割払金および剰余金に係る請求権。⑯全ての種類の貨料に係る請求権。⑰全ての種類の給与、遅

滞された収入、年金、扶養料その他定期的に反復される給付に係る請求権。⑩労働の提供を受ける者の、その提供による請求権に対する内金に係る請求権。

（消滅時効の起算）

第251条 消滅時効は、請求権が発生し、その裁判上の行使が可能である時から起算する。

第252条 給付の請求に事前の催告が必要な場合は、消滅時効は、催告が可能となった時から起算する。催告以外に期間の経過も必要な場合は、消滅時効は催告が可能となり、期間を経過した時から起算する。

第253条 第250条の請求権の消滅時効は、前2条の規定により消滅時効を起算する年が終了した時から起算する。

第254条 元本から発生しない、独立した定期的な給付の場合は、権利全体の消滅時効は、遅滞した初めの定期的な給付の弁済期が到来した時から起算する。

（消滅時効の停止）

第255条 消滅時効は、権利者が裁判所の業務停止その他不可抗力によって、消滅時効期間の最後の6箇月において、請求権を行使することを妨害された期間は停止する。消滅時効は、消滅時効期間の最後の6箇月において、義務を負う者が、権利者による請求権の行使を故意に妨害した期間も停止する。

第256条 次の各号に掲げる請求権の消滅時効は、当該各号に定める期間は停止する。ただし、その期間は15年を超えることができない。①婚姻が継続している間の、配偶者間の請求権。婚姻が後に取り消された場合も同様とする。②子が未成年者である間の、親と子との間の請求権。③未成年後見が継続している間の、未成年後見人と未成年被後見人との間の

請求権。④使用関係が継続している間の、使用人と使用者との間の請求権。

第257条 停止の期間は、消滅時効の期間に算入しない。

停止後は、消滅時効は進行を続けるが、いかなる場合においても、6箇月を経過する前に完成しない。

（無能力者に対する消滅時効）

第258条 消滅時効は、行為無能力者または制限行為能力者に対しても進行する。

上記の者に未成年後見人または成年後見人がない場合は、消滅時効は、その者が完全な行為能力者となった時、行為能力が完全に回復した時、または未成年後見人もしくは成年後見人を付された時から6箇月を経過する前は完成しない。この規定は、行為無能力者または制限行為能力者が当事者能力を有するときは適用しない。

第259条 遺産に含まれる請求権または遺産に対する請求権の消滅時効は、相続人が相続を承認した時、または相続財産の管理人による請求権の行使もしくは相続財産の管理人に対する請求権の行使が可能となった時から6箇月を経過する前は完成しない。

（中断。承認）

第260条 消滅時効は、義務を負う者が請求権を承認した場合は、承認の方法のいかんを問わず、中断する。

（訴訟の提起）

第261条 消滅時効は、訴えの提起によって中断する。この方法によって中断した消滅時効は、当事者または裁判所の最後の訴訟行為から新たにその進行を始める。

第262条 訴えを提起するのに事前の手續きが必要な場合は、消滅時効は、当該

事前の手續きが終了した時から3箇月以内または法が定める期間内に訴訟を提起したときは、当該事前の手續きの開始時に中断したものとみなす。

第263条 訴えの提起によって中断した消滅時効は、原告が訴えを取り下げ、または形式的な理由のために訴えを却下する判決が確定した場合は、中断しなかったものとみなす。

権利者が6箇月以内に再び訴えを提起した場合は、時効は前の訴えの提起によって中断したものとみなす。

(他の中断の方法)

第264条 消滅時効は、次に掲げる事由によっても中断する。①執行文を付した債務名義の送達。②破産債権の届出。③競売における配当要求届出の催告。④請求権の相殺の抗弁の主張。

第265条 権利者が強制執行を中断し、または届出を取り下げた場合は、消滅時効は中断しなかったものとみなす。

第266条 破産債権の届出によって中断した消滅時効は、破産手續きの終了の時、または破産債権に対する異議が述べられた場合は当事者もしくは裁判所の最後の訴訟行為の時から新たにその進行を始める。

第267条 請求権を相殺の抗弁として主張したことによって中断した消滅時効は、抗弁が主張された裁判における当事者または裁判所の最後の訴訟行為の時から、新たにその進行を始める。
(請求権に係る判決または執行力を有する権利書)

第268条 確定判決または執行力を有する公的な権利書によって証明される請求権については、20年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、20年とする。ただし、定期的に反

復される給付に係る請求権で、確定判決または執行力を有する公的な権利書によって証明され、かつ、将来弁済期が到来するものは、20年より短い時効期間の定めがある場合は、当該期間による。

(仲裁等への紛争の付託)

第269条 時効は、請求権についての紛争を仲裁、行政機関、行政裁判所その他の特別裁判所に付託した場合は、中断する。この場合においては、第261条から第263条までおよび第267条から第268条までの規定を準用する。

紛争を仲裁に付託するに当たり仲裁人の選任、特定の手続きの実行、または条件の具備が必要なときは、時効は、権利者が、紛争解決のために自己がなすべき行為をした時から中断する。

(中断の効果)

第270条 消滅時効が中断した場合は、それまでに経過した期間を算入せず、消滅時効は、中断が終了した時から新たに進行する。

第250条に規定する場合においては、新たな進行は、中断が終了した年が終了した時から開始する。

(物的請求権の消滅時効)

第271条 物的請求権の消滅時効の場合は、特定承継人または包括承継人は、譲渡人が物を占有した期間を併せて算入することができる。

(消滅時効の完成の効果)

第272条 消滅時効が完成したときは、債務者は給付の履行を拒む権利を有する。

債務者は、消滅時効の完成を知らないで弁済したものの返還を請求することができない。時効消滅した請求権の書面での承認または担保の提供は、時効消滅を知らないでした場合は、有効とする。

（抗弁の消滅時効）

第273条 抗弁は、法律に別段の定めがない場合は、消滅しない。

（従たる請求権の消滅時効）

第274条 主たる請求権が消滅したときは、従たる請求権は、その消滅時効が完成しなかった場合においても共に消滅する。

（消滅時効の条件を変更する法律行為）

第275条 消滅時効を排除し、法定の期間を短縮もしくは延長し、または消滅時効の条件を全体的に加重もしくは減輕する法律行為は、無効とする。

（消滅時効の放棄）

第276条 消滅時効が完成した後の消滅時効の放棄は、有効とする。

（消滅時効の援用）

第277条 裁判所は、消滅時効の援用がない場合は、職権で時効を考慮しない。

第278条 債権者その他の利害関係人は、債務者が時効を援用せず、またはその利益を放棄したときでも、その援用をすることができる。

（消滅期限）

第279条 法律または当事者が、権利を行使すべき期限（消滅期限）を定めた場合は、消滅時効の規定を準用する。

第280条 裁判所は、法律が規定する消滅期限を職権で考慮する。法律が規定する消滅期限の利益の放棄は、無効とする。

第11章 権利の行使、自力救済、自力防衛および緊急避難

（権利の濫用）

第281条 信義誠実の原則、善良の風俗、または権利の社会的もしくは経済的目的の範囲を超えた権利の行使は、禁止する。

（自力救済）

第282条 当局の助けなくして権利者が自力で請求権を満足させること（自力救済）は、当局の助けが適時に行われず、遅滞によって請求権の実現が不可能または非常に困難になるおそれがある場合に限り許される。

第283条 法律上の要件を満たさずに自力救済をする者または危険を避けるために必要な限度を超えて権利を行使する者は、損害賠償の責任を負う。錯誤によって法律上の要件が存在すると思った者についても、同様とする。

（自力防衛）

第284条 自己または他人に対する現在の不正な侵害を避けるため、やむを得ずにした防衛行為は、不法とにならない。

（緊急避難）

第285条 他人の物の損壊は、損壊を行った者または他人に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにしたものであり、避けようとした害がこれによって生じた害を大きく超える場合は、不法とにならない。

第286条 前条に規定する損壊を行った者は、その責めに帰すべき事由によって危険を発生させたときは、損害を賠償する義務を負う。それ以外の場合においても、状況によって相当な損害賠償をする責任を負うことがある。損害賠償の支払いをした後は、その行為によって利益を受けた者に対し、事務管理の規定に従って求償権を有する。